

京都市基本計画策定推進本部 第1回本部会議 次第

日時：令和元年6月19日（水）
午前9時30分（局区長会終了後）～
場所：本庁舎E・F会議室

- 1 本部長訓示
- 2 次期京都市基本計画策定に当たっての考え方
- 3 京都市基本計画策定推進本部及び京都市基本計画審議会の体制

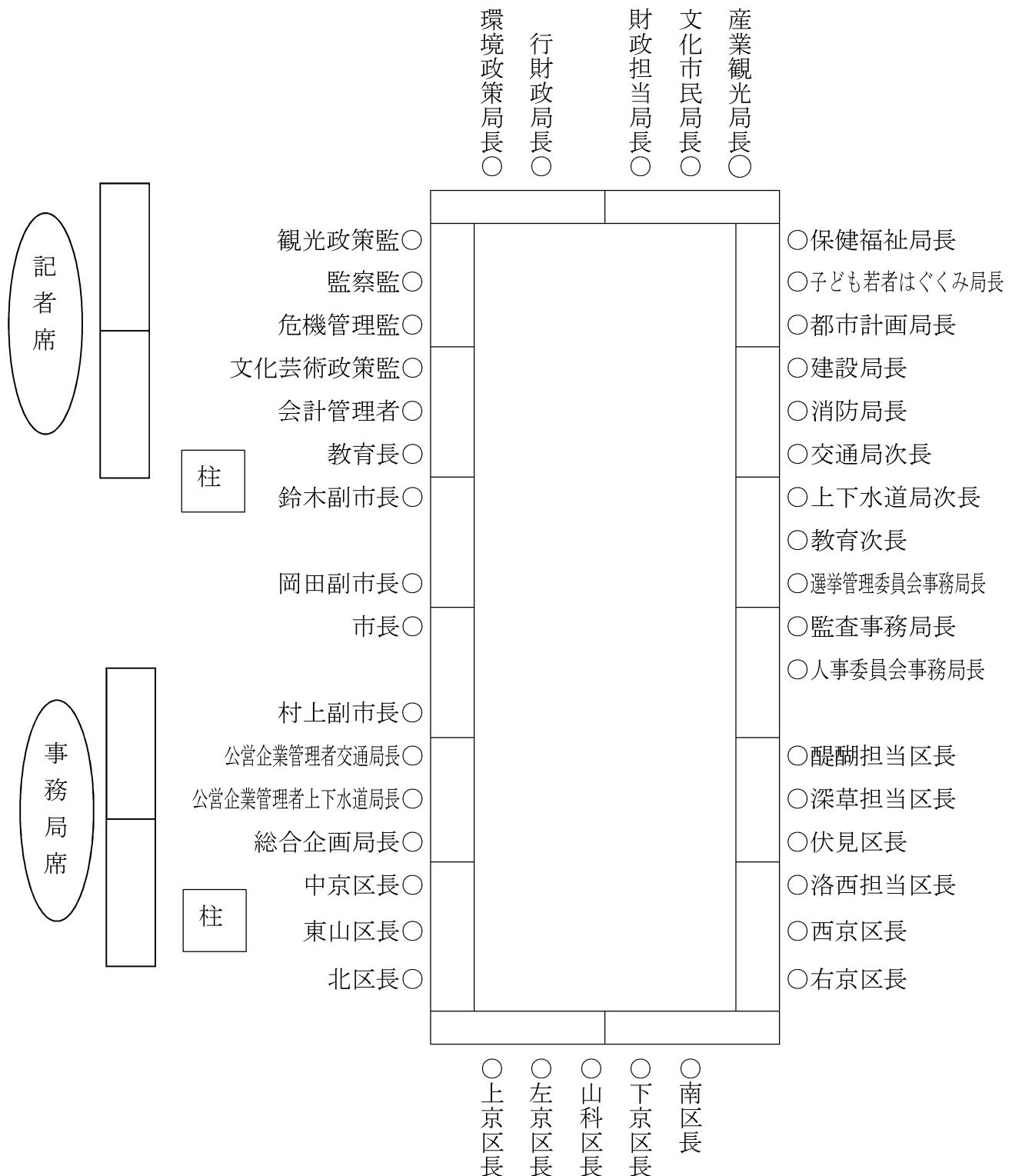
（配付資料）

- 京都市基本計画策定推進本部 本部会議 名簿
- 配席図
- 次期京都市基本計画策定に当たっての考え方
- 京都市基本計画策定推進本部について
- 京都市基本計画審議会委員名簿（令和元年6月19日現在）
- 【参考】京都市基本計画策定推進本部設置要綱
- 【参考】「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の構成

京都市基本計画策定推進本部 本部会議 名簿

(令和元年6月19日現在、敬称略)

	職名	氏名
本部長	市長	門川大作
副本部長	副市長	岡田憲和
	副市長	村上圭子
	副市長	鈴木章一郎
本部員	教育長	在田正秀
	公営企業管理者交通局長	山本耕治
	公営企業管理者上下水道局長	山添洋司
	会計管理者	山中博昭
	文化芸術政策監	北村信幸
	危機管理監	森元正純
	監察監	川端昌和
	観光政策監	糟谷範子
	環境政策局長	長谷川一樹
	行財政局長	吉田良比呂
	財政担当局長	刃刀岳秀
	総合企画局長	藤原正行
	文化市民局長	別府正広
	産業観光局長	山本達夫
	保健福祉局長	三宅英知
	子ども若者はぐくみ局長	久保敦
	都市計画局長	鈴木知史
	建設局長	山田哲士
	北区長	松本和加子
	上京区長	林建志
	左京区長	池内正貢
	中京区長	松田晃郎
	東山区長	市田佳之
	山科区長	吉川雅則
	下京区長	安河内博
	南区長	古川真文
	右京区長	北川洋一
	西京区長	宮崎秀夫
	洛西担当区長	安田淳司
	伏見区長	馬屋原宏
	深草担当区長	山本ひとみ
	醍醐担当区長	村中俊文
	消防局長	山内博貴
	交通局次長	山本登志一
	上下水道局次長	鈴木隆志
	教育次長	稻田新吾
	選挙管理委員会事務局長	小田久人
	監査事務局長	松田一成
	人事委員会事務局長	松本建次



次期京都市基本計画策定に当たっての考え方

1 次期基本計画策定の趣旨

京都市会基本条例に定められている「基本構想を実現するための計画（基本計画）」として、平成23（2011）年度から10年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」（以下、「京プラン」という。）を市会の議決を得て策定し、推進している。

京プランの計画期間が2020年度までであることから、この間の社会経済情勢の変化や政策各分野に関わる各種の現況・動向等を踏まえ、基本構想を実現するための次期京都市基本計画（以下、「次期基本計画」という。）を策定する。

2 京プランの進捗状況

京プランの進捗状況は、毎年度、政策評価制度により評価するとともに、「基本計画実施状況報告」を取りまとめて市会に報告し、市民に公表している。加えて、京プラン実施計画に掲げた具体的な事業の進捗状況、分野別計画や各種審議会等における議論などを踏まえ、有識者からの意見聴取を実施した。

京プラン策定から8年が経過し、政策評価においては全体として策定当時から評価が向上し、実施計画に掲げた多くの指標が目標を達成するなど、京プランに掲げた「京都の未来像」の実現に向けて、各政策がかなりの程度進捗している。

例えば、低炭素・循環型の都市のあり方とくらし方への転換を図ったことによる市内のエネルギー消費量の減少や、ごみの受け入れ量のピーク時からの半減などが挙げられる。

また、四条通の歩道拡幅など、人と公共交通を優先するためのシンボルプロジェクトも着実に進展し、自動車分担率の低減、公共交通機関の利用者の増加等につながっている。

これらに加え、重点戦略で示した方向性に基づく取組により、京都の景観の向上、観光消費額の増加、保育所等・学童クラブ事業における待機児童ゼロの継続、刑法犯認知件数や交通事故による死傷者数の減少など、様々な成果が挙がっている。

さらに、行政経営の大綱に基づき、市民参加と協働によるまちづくり、情報の公開、人件費の削減や事務事業の見直し、人材育成などを着実に推進している。

3 次期基本計画の在り方について

次期基本計画については、下記の点を念頭に置き、京プランの構成（京都の未来像、重点戦略、政策の体系等）は継承し、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その内容を進化させる。

（1）次期基本計画の位置付け

本市では、2001年から2025年までの京都のグランドビジョンである京都市基本構想の実現に向け、これまで2期にわたりて10年間を計画期間とする基本計画を策定し、推進してきた。

次期基本計画は、基本構想の残り5年間、2021年度から2025年を計画期間とする3期目の計画となる。また、次期基本計画策定後は、時を置かず、次の基本構想や基本計画も含めた総合計画の在り方の検討を始める時期を迎える。

（2）京プランの策定過程と取組成果

京プランの策定に当たっては、徹底した市民参加の下、丹念で深い議論を行い、政策分野ごとの基本方針等を示すとともに、市民の視点から描いた「京都の未来像」、京都の都市特性や強みを生かし、未来像実現のために特に優先的に取り組む「重点戦略」、更には計画を進めるための基盤となる「行政経営の大綱」を一体として盛り込んだ「戦略的な計画」を練り上げた。

京プラン策定以降、活用可能な行政資源が限られるなかにおいても、多様化・高度化する公的なニーズに的確に対応し、将来を展望した先駆的な政策を行政と市民との協働によって推進し、様々な分野において京都の都市格の向上に資する成果を挙げてきている。

（3）社会経済情勢の変化

京プラン策定から8年が経過し、人口減少や地球温暖化、グローバル化、経済成長といった京プランに掲げる4つの背景においては、若者・子育て層の市外流出や少子高齢化の加速、21世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「パリ協定」の採決、情報通信技術の発展による国際的な情報交流の進展、担い手不足や働き方改革等の新たな経営課題の発生などの動きが見られる。

また、機能強化される文化庁の京都への全面的な移転、東日本大震災を契機としたレジリエンスの重要性の高まり、誰一人取り残さない「持続可能な開発目標（SDGs）」の国連サミットでの採択など、社会経済情勢は変化している。

4 次期基本計画の策定の進め方について

京プランの進化に当たっては、基本計画審議会を設置し、京都市政に広範な知見を有する有識者、関わりの深い関係団体、公募委員等により、未来志向で議論を行う。

その際、数多くの分野別計画や各種の審議会に屋上屋を重ねることのないよう、これらにおける議論を最大限に活用するとともに、複数の行政分野を融合し、特に優先的に取り組むべき「重点戦略」の進化を中心に、効率的、効果的に議論いただく。

もとより、行政においても、審議会における活発な議論を下支えするため、市長をトップとする府内組織「京都市基本計画策定推進本部」を設置し、新たな政策立案に向けて徹底した議論を行う。

さらに、政策の推進に当たって京都市と連携している各種団体等との意見交換やパブリック・コメントなどを通じて多くの市民から意見を伺うとともに、市会と十分に情報共有しながら策定する。

5 今後のスケジュール

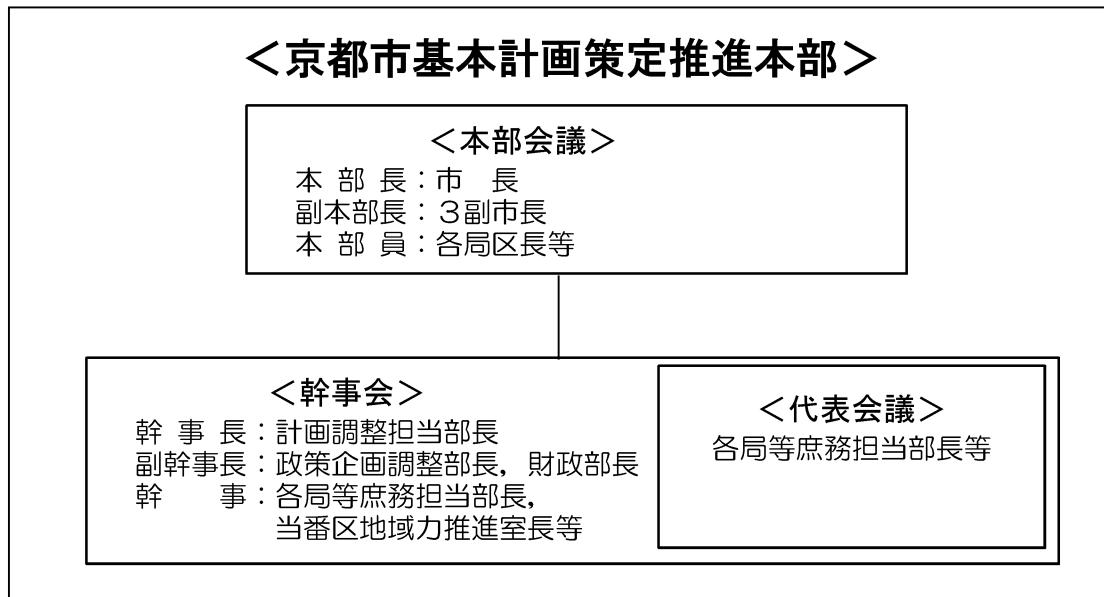
令和元年夏 「京都市基本計画審議会」を設置

令和2年度 パブリック・コメントを実施

市会へ基本計画案を提案

次期京都市基本計画策定推進本部について

1 推進本部の体制



2 推進本部の業務

- (1) 融合の視点に立ち、全庁を挙げた徹底した議論を実施する。
- (2) 活発な審議会運営のため、審議材料の提供など適切な対応を行う。
- (3) 基本計画策定に当たっての考え方及び審議会答申を踏まえ、計画案を決定する。

京都市基本計画審議会 委員名簿（令和元年6月19日現在）

20名（50音順）

敬称略

安保千秋	弁護士
池坊専好	華道家元池坊次期家元
内海日出子	公益社団法人京都市保育園連盟常任理事
奥野史子	スポーツコメンテーター
長上深雪	龍谷大学社会学部教授
川崎雅史	京都大学大学院工学研究科教授
鈴木順也	NISSHA 株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者、 一般社団法人京都経済同友会特別幹事
曾我謙悟	京都大学大学院法学研究科教授
立石義雄	京都商工会議所会頭
塚口博司	立命館大学理工学部特任教授
仁連孝昭	滋賀県立大学名誉教授
原良憲	京都大学経営管理大学院教授
廣岡和晃	日本労働組合総連合会京都府連合会会长
前田康子	公益社団法人京都市私立幼稚園協会理事
牧紀男	京都大学防災研究所教授
松井道宣	一般社団法人京都府医師会会长
三木忠一	文化庁地域文化創生本部事務局長
宗田好史	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授
村井信夫	社会福祉法人京都市社会福祉協議会会长、京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議代表幹事
山本菜摘	市民公募委員

京都市基本計画策定推進本部設置要綱

制定 令和元年6月19日

(目的及び設置)

第1条 京都市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり、府内での基本計画に係る徹底した議論を行うとともに、京都市基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営を円滑に行うための審議材料の作成のほか、審議会に提示する基本計画策定に当たっての考え方や審議会からの答申を受けた基本計画案の決定など府内の意思形成を行うため、京都市基本計画策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときは、京都市副市長事務担任規程に規定する総合企画局に属する事務を担任する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を推進本部の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第4条 推進本部に、第1条に掲げる目的を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総合企画局市長公室計画調整担当部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、行財政局財政部長及び総合企画局市長公室政策企画調整部長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 8 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長が指名する副幹事長がその職務を代理する。

(代表会議)

第5条 幹事会に、第1条に掲げる目的のうち、主として審議会の審議に係る専門の事項を調査させるため、代表会議を置く。

- 2 代表会議は、幹事長、副幹事長及び別表第3に掲げる者をもって構成する。
- 3 代表会議の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、主宰する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、副幹事長及び別表第3に掲げる者以外のもの

を代表会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総合企画局において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（令和元年6月19日）から実施する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 会計管理者
- (2) 文化芸術政策監
- (3) 危機管理監
- (4) 監察監
- (5) 観光政策監
- (6) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長及び財政担当局長
- (7) 区長及び担当区長
- (8) 消防局長
- (9) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (10) 教育長
- (11) 選挙管理委員会事務局長
- (12) 監査事務局長
- (13) 人事委員会事務局長
- (14) 交通局次長
- (15) 上下水道局次長
- (16) 教育次長
- (17) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第2（第4条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- (2) 行財政局人事部長
- (3) 会計室長
- (4) 区長会当番区地域力推進室長
- (5) 消防局総務部長
- (6) 交通局企画総務部長
- (7) 上下水道局総務部長
- (8) 教育委員会事務局総務部長
- (9) 選挙管理委員会事務局次長
- (10) 監査事務局次長
- (11) 人事委員会事務局次長

(12) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

別表第3（第5条関係）

- (1) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の庶務担当部の部長又は庶務担当室の室長
- (2) 行財政局人事部長
- (3) 消防局総務部長
- (4) 交通局企画総務部長
- (5) 上下水道局総務部長
- (6) 教育委員会事務局総務部長
- (7) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員

みやこ はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）の構成

京都市基本構想 (2001～2025年)

みやこ はばたけ未来へ！ 京プラン 京都市基本計画(平成23(2011)～平成32(2020)年度)

計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 京都市基本構想に基づく第2期の基本計画(計画期間は平成23(2011)年度から10年間) 単なる「行政計画」ではなく、市民と行政が共に汗を流して協働する「共汗型計画」 政策の優先順位を明確にし、目標への筋道を示す「戦略的な計画」 												
計画の背景	<p>基本計画を策定するに当たって、とくに注目すべき社会経済情勢</p> <p>①人口減少と少子高齢化、②地球温暖化の加速、③グローバル化の進展、④低経済成長と厳しい京都市財政</p>												
都市経営の理念	<p>今後10年にわたって、京都市の都市政策を進めていくうえでの基本となる考え方</p> <p>生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域主権時代の都市経営のあるべき姿は、国の権限と財源の基礎自治体への移譲にとどまることなく、自治体とその主人公たるべき市民が自治意識を共有し、実践する、参加と協働による市政運営とまちづくりを実現することである。 財政問題や少子高齢化、地球環境問題など深刻な課題が多くあるが、わたしたち京都市民は、ポジティブ(未来志向)な発想と行動で乗り越え、長年にわたり育んできた美意識や得意技を生かして、生活者を基点とした未来像を共有し、参加と協働で実現への道筋を見出し、共に汗を流して希望のもてる未来を切り拓く。 												
京都の未来像	<p>10年後にめざすべき 京都の姿</p> <p>地球環境にくらしが豊かに調和する 『環境共生と低炭素のまち・京都』</p> <p>以下の6つの未来像は、相互に 密接な関連をもち、循環している。</p> <p>歴史・文化を創造的に活用し、継承する 『日本的心が感じられる国際都市・京都』</p> <p>いのちとくらしを守り、安心・安全で幸福を実感できる 『支え合い自治が息づくまち・京都』</p> <p>人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる 『真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都』</p>												
重点戦略	<p>京都の未来像を実現するための方策として、未来像相互の関連性に着目しながら、單一分野だけでなく、複数の行政分野を融合し、とくに優先的に取り組むべき事項</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する 「低炭素・循環型まちづくり戦略」</td> <td>ひとと公共交通を優先する 「歩いて楽しいまち・京都戦略」</td> <td>歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する 「歴史・文化都市創生戦略」</td> <td>魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす 「個性と活力あふれるまちづくり戦略」</td> <td>世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」</td> </tr> <tr> <td>京都の知恵や価値観を生かした 「新産業創造戦略」</td> <td>夢と希望がもてる 「未来の担い手育成戦略」</td> <td>子どもと親と地域の笑顔があふれる 「子どもを共に育む戦略」</td> <td>仕事と家庭、社会貢献が調和できる 「真のワーク・ライフ・バランス戦略」</td> <td>だれもが安心・安全と生きがいを実感できる 「いのちとくらしを守る戦略」</td> </tr> </tbody> </table>			市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する 「低炭素・循環型まちづくり戦略」	ひとと公共交通を優先する 「歩いて楽しいまち・京都戦略」	歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する 「歴史・文化都市創生戦略」	魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす 「個性と活力あふれるまちづくり戦略」	世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」	京都の知恵や価値観を生かした 「新産業創造戦略」	夢と希望がもてる 「未来の担い手育成戦略」	子どもと親と地域の笑顔があふれる 「子どもを共に育む戦略」	仕事と家庭、社会貢献が調和できる 「真のワーク・ライフ・バランス戦略」	だれもが安心・安全と生きがいを実感できる 「いのちとくらしを守る戦略」
市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する 「低炭素・循環型まちづくり戦略」	ひとと公共交通を優先する 「歩いて楽しいまち・京都戦略」	歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する 「歴史・文化都市創生戦略」	魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす 「個性と活力あふれるまちづくり戦略」	世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」									
京都の知恵や価値観を生かした 「新産業創造戦略」	夢と希望がもてる 「未来の担い手育成戦略」	子どもと親と地域の笑顔があふれる 「子どもを共に育む戦略」	仕事と家庭、社会貢献が調和できる 「真のワーク・ライフ・バランス戦略」	だれもが安心・安全と生きがいを実感できる 「いのちとくらしを守る戦略」									
政策の体系	<p>各政策分野における基本方針、現状と課題、みんなでめざす10年後の姿、市民と行政の役割分担と共に、推進施策</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>うるおい</th> <th>活性化</th> <th>すこやか</th> <th>まちづくり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 環境 2 人権・男女共同参画 3 青少年の成長と参加 4 市民生活とコミュニティ 5 市民生活の安全 6 文化 7 スポーツ</td> <td>8 産業・商業 9 観光 10 農林業 11 大学 12 國際化</td> <td>13 子育て支援 14 障害者福祉 15 地域福祉 16 高齢者福祉 17 保健衛生・医療 18 学校教育 19 生涯学習</td> <td>20 歩くまち 21 土地利用と都市機能配置 22 景観 23 建築物 24 住宅 25 道と緑 26 消防・防災 27 くらしの水</td> </tr> </tbody> </table>			うるおい	活性化	すこやか	まちづくり	1 環境 2 人権・男女共同参画 3 青少年の成長と参加 4 市民生活とコミュニティ 5 市民生活の安全 6 文化 7 スポーツ	8 産業・商業 9 観光 10 農林業 11 大学 12 國際化	13 子育て支援 14 障害者福祉 15 地域福祉 16 高齢者福祉 17 保健衛生・医療 18 学校教育 19 生涯学習	20 歩くまち 21 土地利用と都市機能配置 22 景観 23 建築物 24 住宅 25 道と緑 26 消防・防災 27 くらしの水		
うるおい	活性化	すこやか	まちづくり										
1 環境 2 人権・男女共同参画 3 青少年の成長と参加 4 市民生活とコミュニティ 5 市民生活の安全 6 文化 7 スポーツ	8 産業・商業 9 観光 10 農林業 11 大学 12 國際化	13 子育て支援 14 障害者福祉 15 地域福祉 16 高齢者福祉 17 保健衛生・医療 18 学校教育 19 生涯学習	20 歩くまち 21 土地利用と都市機能配置 22 景観 23 建築物 24 住宅 25 道と緑 26 消防・防災 27 くらしの水										
行政経営の大綱	<p>行財政改革やマネジメントのしくみなど、基本計画全体を進めていくための基盤となる行政経営の方針</p> <p>①参加と協働による市政とまちづくりの推進、②情報の公開・共有と行政評価の推進、③持続可能な行財政の確立、④一層信頼される市役所づくりに向けた組織の改革と人材の育成、市役所庁舎の整備</p>												
計画の推進	<p>①計画に掲げた政策の推進(・「実施計画」の策定、推進、・「各区基本計画」、「都市計画マスター・プラン」等との連携) ②計画に掲げた政策の点検(・政策評価制度の実施、・点検委員会の設置、・実施状況の報告、公表) ③国や関係自治体との連携</p>												